

# 社会福祉法人ライン工房 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ライン工房(以下「この法人」という。)の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程で役員とは、この法人の理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会への出席報酬)

第 3 条 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事長が理事会又は評議員会以外の日において、この法人及びこの法人が実施する障害福祉サービス等の事業(以下「事業」という。)の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員及び評議員が理事会又は評議員会以外の日において、理事長の命を受けてこの法人及びこの法人が実施する事業の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬)

第 5 条 監事がこの法人及び事業所の指導検査への立会及び事業の運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (報酬の額の決定)

第 6 条 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 この法人の全理事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間 10 万円以内とする。

## (出張旅費)

第7条 役員及び評議員がこの法人の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 この法人を主たる勤務場所とする理事においては、この規程は適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名称	報酬額	実費弁償額
理事会・評議員会出席報酬等	3,000円	2,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名称	報酬額	実費弁償額
理事長業務報酬等	3,000円	2,000円
理事及び評議員業務報酬等	3,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	3,000円	2,000円

別表3 (第7条関係)

名称	報酬額	旅費(交通費・宿泊費)
報酬及び旅費	10,000円	実費